

第28回 宇治市農業委員会議事録

下記議案審議のため、令和4年10月5日(水)午後1時30分より、第28回宇治市農業委員会定例総会を宇治市役所8階大会議室において開催した。

記

第1号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の承認について

第2号議案 非農地通知の決定について

(出席委員)

1番 北浦 莊平	2番 多田 岳史	3番 徳田 明子	4番 中林 和夫
5番 山崎 省吾	6番 井内 英樹	8番 中西 秀友	9番 辻 四一郎
10番 吉田 利一	11番 今村 正喜	12番 小島 佳剛	13番 水主 哲寛
14番 山本 晃一郎			

(欠席委員)

7番 多羅尾 英樹

(農地利用最適化推進委員)

村田 昇造 江口 淳司 北村 嘉朗

(事務局)

澤田 局長 奥田 次長 清水(囑託) 村田(囑託) 岸本(囑託)

	(午後 1 時 3 0 分 開会)
局 長	<p>定例総会の開会に先立ちまして、事務局から報告いたします。</p> <p>本日は多羅尾委員から欠席の届がなされております。</p> <p>本日の定例総会は委員定数 1 4 名の内、出席委員は 1 3 名であり、「農業委員会等に関する法律第 2 7 条第 3 項」の規定により定足数を満たしていますので、成立しておりますことをご報告いたします。</p> <p>また、水谷推進委員より欠席の連絡を受けております。</p> <p>それでは、議事進行につきまして、吉田会長、よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは、ただ今から、第 2 8 回宇治市農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>本日の議事録署名委員は、中西委員、今村委員のお二人にお願いいたします。</p> <p>現地調査委員につきましては、徳田委員、井内委員のお二人です。</p> <p>ご苦労様でした。後ほど現地調査の報告をお願いいたします。</p> <p>はじめに「第 1 号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の承認について」を議題といたします。</p> <p>本議案については、多田委員が関係者となるため、退室をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">= 多田委員退室 =</p>
議 長	<p>それでは事務局より説明願います。</p>
局 長	<p>それでは、「第 1 号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の承認について」をご説明申し上げます。</p> <p>本議案につきましては、被相続人がお亡くなりになり、相続された農地について引き続き営農を続けることにより、租税特別措置法第 7 0 条の 6 第 1 項の規定に基づく相続税の納税猶予を受けるための適格者であることの承認を得るものでございます。</p> <p>なお、地積欄が内数となっているものにつきましては、農業用倉庫等の納税猶予の対象とならない面積を除外しています。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>続きまして、井内委員より現地調査の報告をお願いします。</p>

井内委員	<p>報告します。去る9月26日、事務局の案内で徳田委員と現地調査に行っていました。</p> <p>番号1の五ヶ庄 の利用状況につきましては、一部改植中の茶園でした。</p> <p>五ヶ庄 の利用状況につきましては、一部に農業用倉庫が建っている茶園でした。</p> <p>五ヶ庄 、 、 及び の利用状況につきましては、茶園としてきれいに管理されていました。</p> <p>五ヶ庄 の利用状況につきましては、一部冬野菜が植わっており、農業用倉庫と作業用通路がある茶園でした。</p> <p>五ヶ庄 及び の利用状況につきましては、きれいに茶園として管理されていました。</p> <p>五ヶ庄 の利用状況につきましては、一部作業用通路を含んだ茶園でした。</p> <p>五ヶ庄 、 及び の利用状況につきましては、茶園としてきれいに管理されていました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>報告が終わりましたので、これより審議に入ります。本議案につきまして、何かご意見・ご質問はございませんか。</p>
中西委員	<p>いくつか台帳地目が山林のものがありますが、何故でしょうか。私の知る限り、昔から茶畑だったと思います。</p>
局 長	<p>よくある事例としては、もともと山林だった土地を開墾して農地にし、その後登記地目を変更されていないケースです。</p>
議 長	<p>他にご意見等はございませんか。</p> <p>異議なしの声</p>
議 長	<p>ただ今の異議なしをもって「第1号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の承認について」は、議案のとおり「承認すること」と決しました。</p> <p style="text-align: center;">= 多田委員入室 =</p>

議 長	次に、「第2号議案 非農地通知の決定について」を議題といたします。事務局より説明願います。
局 長	<p>それでは、「第2号議案 非農地通知の決定について」一括して21件をご説明申し上げます。</p> <p>本議案につきましては、平成30年度から令和2年度に非農地判定のための現地調査を行い、再生が困難と判定していた農地のうち、当時の取扱い基準により、相続未登記等の理由で所有者の意向確認ができず、非農地手続きを保留にしていたものです。本委員会では、令和3年度以降、国の通知に基づき、所有者の意向確認は行わない運用としていることから、事前に農地部会にもお諮りしたうえで、今回、議案として整理させていただいております。</p> <p>今回の非農地通知の対象は、東笠取地区28筆、18,621㎡、西笠取地区12筆、5,909㎡、白川地区14筆、12,473㎡、合計54筆、37,003㎡で内、農用地区域内は15筆、10,914㎡です。いわゆる違反転用の疑いがあるものは含まれておりません。</p> <p>なお、将来的な非農地判断のあり方については、引き続き運営委員会等で検討することとなっておりますので、念のため申し添えます。</p> <p>以上です。</p>
議 長	説明が終わりましたので、これより審議に入ります。本議案につきまして、何かご意見・ご質問はございませんか。
中林委員	利用状況調査で東笠取に行ったときに、隣接所有者の人から、非農地判定で山林になったら草刈りしてもらえないのかと聞かれたのですが、どう答えたら良いでしょうか。放ったらかしにされるとイノシシが入ってきて荒らされたりするので、心配されていました。
北浦委員	本件で挙がっている土地について、ほとんどの所有者は既にお亡くなりになられています。農道等は人の土地であっても、通行するところは仕方ないから自分で刈っている状況です。休耕田も所有者関係なく、私や地元で刈れる人が刈ってくれています。
中林委員	その人への返答はどのようにしたら良いでしょうか。他人の土地も自身で刈ってほしいと伝えたら良いのでしょうか。

北浦委員	どこにお住まいの方でしょうか。
中林委員	他所から引っ越してこられた方だったと思います。
多田委員	中林委員が仰っているのは、今年調査に回ったところのお話だと思います。今議案に出ているのは令和2年度までのものなので、仰っているところは今後の議案分で、ひとまず先に農地部会でお話が出てくるのではないのでしょうか。
議 長	草刈り程度で済むところなら、刈らないといけませんと指導して刈ってもらったら良いのではないですか。
中林委員	所有者は亡くなっている方がほとんどです。
議 長	しかし、相続人はいますよね。
北浦委員	相続しようにも全然家族がいらっしゃらないような家もあります。
局 長	その時のお話はどのようなものだったのでしょうか。
中林委員	所有者ではなく、隣接で畑等やっている人からのお話です。 その方の家の北奥の山林部分が調査対象の土地でした。
北浦委員	仰っている辺りの土地でしたら、片方の所有者さんの土地は自ら草刈りを依頼されていたはずですが、もう片方の所有者さんは亡くなられており、お子さんも全く地元に戻ってこないで、私が代わりに草刈りをしているところです。
議 長	手続きをすることで何か本人に有利になるなら、ちゃんとしなさいといけませんよと言えますが、非農地通知がなされたら本人にとってはプラスになるんですか。マイナスになるんですか。
局 長	草刈りについて申し上げますと、農地は農業委員会からきちんと草刈りしてくださいと指導はいたします。もし非農地判断により農地から外れた場合、農業委員会の権限で指導することはできませんが、宇治市では雑草等の除去に関する条例や別の法律もございます。また、農地から外れても農振地域内の土地であれば農林茶業課も一定の関わりは求められるケースもあるかと思います。

中林委員	本件とは関係のない場所ですが、所有者本人がいないため隣接の方が困っていらっしゃるということで、この場で共有させてもらいました。
山本委員	農地調査に入って山林と判断した土地について、農地であれば、本人が聞くかどうかは別として草刈りしてほしいと伝えられますが、山林となったら農業委員会としては何も言える立場ではなくなるということですよ。
局長	そうです。余談ですが、相続人がいない、後を見る者がいない土地についてお話しします。基本的に親戚がいらっしゃったら必ず相続人がいます。その方たちが相続を放棄されない限り、その方たちに管理責任が及びます。もし相続を放棄されても、順番に親戚の中で相続権が下りていきますので誰かは相続人となります。相続財産管理人を立てて国に帰属させるといったことにならない限りは、民法上相続人がずっと管理責任を負うことになります。
議長	中林委員がお話を聞いた方には、どう答えたら良いでしょうか。
中林委員	隣接の方に勝手に刈って良いと言うのか、他に任されている人がいるのか、どのように伝えたら良いのでしょうか。また聞かれた時に、はっきり答えられるようにと問題提議させてもらいました。
山本委員	農林茶業課の山林耕地係に言うしかないんじゃないでしょうか。
中林委員	きちんとした返事がなかったのかその後どうなったのか分からないですが、その方も農林茶業課には過去に言ったことがあるようです。
局長	農地から外れたら一度環境企画課にご相談いただくという形になります。農業委員会でも同じですが、草を刈ってくださいと指導しても刈ってもらえないケースもあります。地権者の方がどういった方かによって、対処の方法は変わってくるかと思います。 先ほどの件については、北浦委員から隣接の方に今のところはこういった状況であるとご説明していただけたらと思います。
北浦委員	先述のとおり、片方は所有者が人を雇って草刈りされている状況です。もう片方は所有者ではありませんが、私が勝手に草刈りしている状況です。雑草だけでなく、排水の処理もさせてもらっています。

山本委員	勝手に草を刈って、所有者から文句は言われていないですか。
北浦委員	現時点では何も言われておりませんが、もしも相続人から文句があれば、それなら自分で刈ってくれと言うことになります。亡くなられた所有者は、私が代わりにやることに対してお礼を言ってくれていました。
議 長	自分で刈ってくれるような人だったら、こんな風に荒廃農地にはなっていませんよね。今局長が言ったように伝えてもらうしかないですね。他に良い案はありますか。
山本委員	全国的にこういった場所は多くありそうですね。
北浦委員	ほとんどの方が亡くなっております。三代前のお祖父さんのお名前のところもあります。相続人がおらず所有者の代で終わってしまうお家や、既に住居もなくお子さんも含めて誰もいらっしゃらないお家もあります。
議 長	山林になったら固定資産税は掛からないのでしょうか。
局 長	固定資産税は掛かります。
議 長	しかし、相続人は決まっていないんですよね。
社会長職務代理者	誰か代表者が納税することになると思います。
議 長	土地の評価が低ければ税金が掛からないケースはありますね。 他にご意見等はございませんか。
	異議なしの声
議 長	ただ今の異議なしをもって「第2号議案 非農地通知の決定について」は、議案のとおり「承認すること」と決しました。 以上をもちまして本日の議案審議は終了いたします。どうもご苦労様でした。

(午後1時55分審議終了)

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____